

結婚の平等を求める要望書

2022年（令和4年）1月7日

立憲民主党 代表
泉 健太 殿

公益社団法人 Marriage For All Japan
－結婚の自由をすべての人に

要望

- 1 法律上の性別が同じカップルの婚姻（以下、「同性婚」といいます）を可能とする法律改正を行い、出来る限り早期に「結婚の平等」を実現してください。
- 2 前項の実現のために、「結婚の自由をすべての人に」訴訟をはじめ、同性カップルの権利に関する訴訟の最高裁判断を待つことなく、貴党が率先して、下記の事項の取組をお願いします。
 - （1）同性カップルの婚姻を認める「民法の一部を改正する法律」を再び提出してください。
 - （2）党派を超えて、様々な議員間で検討を加速してください。

要望の理由

- 1 日本では、「同性婚」は不適法としてその届出が受理されません。「同性婚」ができないことは、国が同性カップルを異性カップルと同じ家族と認めていないことを示しています。この現状により、同性愛者等の性的少数者は、自分は社会的に認められない存在、劣った存在、誤った存在であるといった自己否定の感情を持たされ、尊厳が傷つけられ続けています。同時に、同性カップルは、相続制度を利用できない、在留資格を得られない、育てている子どもの親権者になれない等の様々な具体的不利益に直面し苦勞を強いられています。
- 2 G7諸国の中で、同性カップルの法的保障のための国の制度がないのは日本だけです。アジアでも、台湾が既に同性婚を法制化しており、昨年未には欧州司法裁判所が、EU加盟の一国で同性カップルの子に対する親権を認めたなら、全加盟国がそれを尊重しなければならないとの判断を下しました。SDGsの一環でもある、多様な性（性的指向及び性自認）を尊重した社会の実現のためには、同性カップル、さらに同性カップルとその育てる子どもへの国家的な法的保障が不可欠というのが世界の潮流です。